る事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一　組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号

［二・三　略］

［3　略］

（支払未済の給付）

第百二条　［略］

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

［一～五　略］

［3　略］

（令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等）

第百四条の二　令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、別紙様式第二十一号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の添付を省略することができる。

［2　略］

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五　［略］

［2　略］

3　前項の請求書には当該支払つた食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（月間の高額療養費の決定の請求等）

第百十条の四　［略］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

［一・二　略］

［3　略］

（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定）

第百十条の四の二　［略］

2　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［3～7　略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　［略］

2　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三

る事項を記載した死亡届書を組合に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一　組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号

［二・三　同上］

［3　同上］

（支払未済の給付）

第百二条　［同上］

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一～五　同上］

［3　同上］

（令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けるための申請等）

第百四条の二　令第二十三条の三第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、別紙様式第二十一号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。

［2　同上］

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五　［同上］

［2　同上］

3　前項の請求書には当該支払つた食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添付しなければならない。

（月間の高額療養費の決定の請求等）

第百十条の四　［同上］

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

［一・二　同上］

［3　同上］

（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定）

第百十条の四の二　［同上］

2　認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）が令第二十三条の三の四第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。

［3～7　同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　［同上］

2　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三